8　保全整備専門官は、第一項の事業によって造成された施設の保全に関する事務のうち整備に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　水利調整専門官は、河川の流水の農業上の利用に関する専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第二百八十五条第一項中「実施」の下に「に関する技術基準及び土地改良事業によって造成された施設の管理」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同条第四項中「四課」を「五課」に、「五人」を「六人」に、「施設・管理課」を「施設・管理課　保全技術課」に改め、同条第五項中「並びに」の下に「技術調整官、」を加え、同条第六項中「建設技術課は」の下に「土地改良事業の実施に関する」を加え、「総合的な調整に関する事務、設計基準、積算基準及び施工基準の作成に関する調査並びに当該基準に関する指導に関する事務、設計及び積算に関する事務（企画情報課及び施設・管理課の所掌に属するものを除く。）、施工法及び施工管理に関する試験及び調査に関する事務並びに工事用材料に関する試験及び調査に関する」を削り、「施設・管理課は」の下に「土地改良事業の実施に関する」を加え、「農業用施設機械及び電気通信設備に関する設計及び積算に関する事務（企画情報課の所掌に属するものを除く。）」を「土地改良事業の実施に関する農業用施設機械及び電気通信設備に関する設計及び積算に関する事務」に改め、「技術上の指導に関する事務」の下に「（保全技術課の所掌に属するものを除く。）」を、保全技術課は土地改良事業によって造成された施設の管理に関する技術基準の作成及び当該基準に関する指導に関する事務」を加え、同条第八項中「事項」の下に「（技術調整官の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　技術調整官は、施設の保全に関する専門技術上の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第四百十二条第一項中「八人」を「七人」に、「企画官三人及び」を「企画官二人及び」に、「四人」を「三人」に改める。

第四百三十条第一項中「二人（四国森林管理局にあっては一人」を「三人（中部森林管理局、近畿中国森林管理局及び四国森林管理局にあっては二人」に、「三人」を「四人」に改める。

第四百四十五条第一項中「四国森林管理局及び」を削り、「技術開発」の下に「並びに民有林野の造林及び森林の経営の指導の実施」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「技術開発」の下に「並びに民有林野の造林及び森林の経営の指導の実施」を加え、同条第二項を同条第三項とする。

第五百四条第一項中「五人、」を「四人、」に改める。

第五百四十四条第一項中「六人」を「五人」に改める。

別表第二動物検疫所東京出張所の項を削り、同表動物検疫所羽田空港支所の項の次に次のように加える。

動物検疫所羽田空港支所東京出張所	東京都

別表第三東海農政局の項管轄区域の欄中「幡豆郡　額田郡」を「額田郡」に改める。

別表第七北海道の項管轄区域の欄中「（旧亀田郡戸井町、恵山町及び椴法華村並びに旧茅部郡南茅部町の区域を除く。）」及び「（旧上磯郡上磯町の区域に限る。）」を削り、「二海郡（旧山越郡八雲町の区域を除く。）　久遠郡（旧大成町の区域に限る。）　奥尻郡」を「奥尻郡」に、「函館市（旧亀田郡戸井町、恵山町及び椴法華村並びに旧茅部郡南茅部町の区域に限る。）　北斗市（旧上磯郡上磯町の区域を除く。）　亀田郡」を「亀田郡」に改め、「（旧山越郡八雲町の区域に限る。）」、「（旧大成町の区域を除く。）」及び「（旧門別町の区域を除く。）」を削り、「沙流郡日高町（旧門別町の区域に限る。）　新冠郡」を「新冠郡」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第十九号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第二項第二号及び第十一条第二項の規定に基づき、野菜生産出荷安定法施行規則の一部を次のように定める。

平成二十三年四月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

野菜生産出荷安定法施行規則の一部を改正する省令

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表きゅうり、トマト、なす及びピーマンの項中「（以下「夏秋きゅうり等」という。）」及び「（以下「冬春きゅうり等」という。）」を削る。

○農林水産省令第二十号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、農林水産省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年四月一日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省定員規則の一部を改正する省令

農林水産省定員規則（平成十三年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「二千トン（」の下に「ねぎにあつては千トン、」を加える。

第六条中「次の表の上欄に掲げる指定野菜の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり」を「おおむね二ヘクタール」に改め、同条の表を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

第一条の表を次のように改める。

区分	定員	備考
本省	一七、八〇三人	
林野庁	五、一六六人	うち、四、六八一人は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第二項第四号に掲げる職員の定員とする。
水産庁	九〇三人	
合計	二三、八七二人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（定員の期間別の特例）

2　この省令による改正後の農林水産省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に定めるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
本省	平成二十三年六月三十日までの間	一七、九三三人	
	平成二十三年七月一日から同年十二月三十一日までの間	一七、九二三人	
林野庁	平成二十三年九月三十日までの間	五、一六九人	うち、四、六八一人は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第二項第四号に掲げる職員の定員とする。